

下諏訪町移住定住促進住宅改修事業補助金のご案内

改修工事前に事前申請が必要です。工事開始～完了後に本補助金は申請できません。

裏面、移住相談窓口までご連絡ください。

下諏訪に移住する人

補助金を受けられる人（補助対象者）

下諏訪に移住する人のうち、以下の、すべての条件を満たす人

下諏訪町外にお住まいの人・下諏訪町に住んで5年未満の人

①現に町内に住所を有していない者又は町内に住所を有して5年を経過しない者

下諏訪町外に5年以上住んでいた人

②町外に5年以上居住している者（町内に住所を有して5年を経過しない者にあつては、町内に住所を有する前に町外に5年以上居住していた者）

税金などを滞納していない人

③町税等を滞納していない者

移住後、5年以上下諏訪町に住もうとする人

④改修工事完了後引き続き5年以上定住する見込みのある者

町内会に加入をする人

⑤定住地の町内会に加入する者



空き家を購入して居住するため

町内に所在する居住用の家屋であつて現に居住していないものを、購入して住宅の増改築又はリフォーム工事をして居住する

多世代同居のため

住宅の増改築又はリフォーム工事をして、配偶者の他に3親等^{*}以内の者と同居する
※曾祖父母、叔父叔母、姪甥、曾孫など

補助金額

補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の2分の1以内で上限50万円

+

同居する中学生以下の子ども1人につき10万円

+

結婚後5年以内の配偶者がいる場合 10万円

+

空き家バンク登録物件の場合 10万円

補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の2分の1以内で上限20万円

+

同居する中学生以下の子ども1人につき10万円

+

結婚後5年以内の配偶者がいる場合 10万円

ただし、補助対象工事に要する費用を超える場合には、補助対象工事に要する費用を限度とします。

裏面もお読みください

補助金を受けられない費用（補助対象外）

引っ越しの費用や家具などの備品の購入費

以下の工事費

- (1) 店舗、事務所、賃貸住宅等との併用住宅については、自己の居住部分以外の改修工事
- (2) 補助金交付申請時において、既になされた工事
- (3) 造園、門扉、塀等の外構工事
- (4) 改修工事を伴わない解体工事
- (5) 太陽光発電システム設置に係る工事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないとする工事



申請前にすでに着工（契約）した工事費

お問い合わせ先 移住相談窓口

下諏訪町 産業振興課 移住定住促進室

TEL : 0266-27-1111(内線 274)

E-mail : iju@town.shimosuwa.lg.jp

下諏訪町への移住を検討している方は、お気軽にご相談ください